

高等教育の修学支援新制度 新規出願希望者用資料

I. 出願にあたっての3カ条

- ①奨学金は学生本人の名義で支援されるお金であることを自覚し、**学生本人が**諸手続きにあたること
- ②大学からの連絡に注意すること（大学から付与されているメールアドレスを常に確認）
- ③期限は厳守すること（不測の事態で自分が損をしないように手続きは余裕をもって行うこと）

II. 高等教育の修学支援新制度の概要

2020年4月から始まった新しい国の高等教育支援制度です。給付型奨学金と授業料減免の両方が受けられます。

給付奨学金と授業料減免がセットとなった手厚い支援のため、出願要件も厳しい基準が課されています。

日本学生支援機構の給付奨学金(旧制度)や、貸与奨学金を受給中の方も申請可能です。

日本学生支援機構 給付奨学金 受給中の方	日本学生支援機構 貸与奨学金 貸与中の方	これまで奨学金や授業料減免を 受けていなかった方
採用された場合、新制度へ切替え可能 (家計基準・学力基準あり) ※申込みない場合や申請したが不採用 の場合は、旧制度のまま継続	新制度から支援を受けられる可能性あり (家計基準・学力基準あり) ※日本学生支援機構の貸与奨学金と修学支援新制度との併用は可能。ただし、第 一種奨学金の貸与月額が調整・制限される。	

●給付額・減免額について

採用区分に応じて、給付奨学金の給付額や授業料減免額が異なります。採用区分は、世帯の収入基準に応じて決定します。

入学金の減免は1年生のみが対象です。2年生以上の方は、入学金減免の対象となりません。

区分	給付奨学金(月額)		授業料減免(年間)	
	自宅通学	自宅外通学	入学金	授業料
第I区分	38,300円(42,500円)	75,800円	260,000円	約70万円
第II区分	25,600円(28,400円)	50,600円	173,400円	約47万円
第III区分	12,800円(14,200円)	25,300円	86,700円	約23万円

※生活保護を受けている生計維持者と同居している人及び進学後も児童養護施設等から通学する人は、カッコ内の金額。

※各採用区分の家計基準(収入・所得上限)の目安については、「給付奨学金案内」のP.9をご確認ください。

III. 出願条件について

▼下記の要件を満たしているか確認してください。

対象学年	2020年年度に本学に在学している者 ※過年度生(留年した者)は対象となりません
入学時期	高等学校等を初めて卒業した日の属する年度の翌年度の末日から大学へ入学した日までの期間が2年を経過していない人(「給付奨学金案内」P.13に例示あり) ※高卒認定試験対象者、海外の学校教育を修了した人は「給付奨学金案内」P.13~14参照
在留資格 (外国籍の方)	「給付奨学金案内」のP.15の要件を参照

▼収入・資産基準を満たす必要があります。満たすことができそうか確認してください。(正式な審査は機構が行います)

収入基準	・基準要件は、「給付奨学金案内」 P.10～12 参照
資産基準	・自身の世帯が家計基準を満たすか、下記サイトでおおよその確認が可能（あくまで目安） 申込前に、各自必ず生計維持者と確認すること ⇒日本学生支援機構「進学資金シミュレーター」 https://shogakukin-simulator.jasso.go.jp/

▼学力基準を満たす必要があります。満たすことができそうか確認してください。(正式な審査は大学が行います)

1 年次	次の①～③のいずれかに該当すること ①高等学校等における評定平均値が 3.5 以上であること ②高等学校卒業程度認定試験の合格者であること ③将来、社会で自立し、活躍する目標を持って学修する意欲を有していることが、学修計画書等により確認できること												
2 年次 以上	2019 年度までの累積の成績が、次の①、②のいずれかに該当すること ①GPA（平均成績）等が所属学科における上位 1/2 位以内である ②修得した単位数が標準修得単位数以上であり、かつ、将来、社会で自立し、活躍する目標を持って学習する意欲を有していることが、学修計画書により確認できる ※標準修得単位数 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>1 年終了時点</th> <th>2 年終了時点</th> <th>3 年終了時点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>情報・国際・経営</td> <td>31 単位</td> <td>62 単位</td> <td>93 単位</td> </tr> <tr> <td>健康栄養</td> <td>33 単位</td> <td>65 単位</td> <td>98 単位</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ただし、修業年限内で卒業できない者など、在学中の学業成績が適格認定における廃止基準に該当する場合は対象外</p>		1 年終了時点	2 年終了時点	3 年終了時点	情報・国際・経営	31 単位	62 単位	93 単位	健康栄養	33 単位	65 単位	98 単位
	1 年終了時点	2 年終了時点	3 年終了時点										
情報・国際・経営	31 単位	62 単位	93 単位										
健康栄養	33 単位	65 単位	98 単位										

IV. その他注意事項

①採用された場合、採用区分に応じて、第一種奨学金貸与額が調整・制限される（給付奨学金案内 P.7 参照）

②学力・家計基準は毎年度審査を行う（適格認定）（給付奨学金案内 P.21 参照）

⇒その結果、支援の「廃止」や採用区分の見直しが生じる場合がある

③学業成績が芳しくない場合や、懲戒処分となった場合等は、奨学金の返還や減免対象の遡及取消が生じることがある

④他団体の奨学金を受給している都合等により、授業料減免のみ希望する場合も、給付奨学金には申し込むこと
採用された場合は、給付奨学金の「停止」手続きにより減免のみの支援とする。該当者は申込書類提出時に一筆添えること

⑤すでに日本学生支援機構の給付奨学金を受給中の方は、新制度に申込み、採用されれば、新しい支援に切替え可能

⑥文教大学奨学金等の大学独自の奨学金との併用はできない

⑦自宅外通学の適用を受けるには要件が課される。詳細はスカラネット入力下書き用紙や給付奨学金案内で確認すること。

いずれかの要件を満たさなければ、たとえ一人暮らしであっても自宅外通学として支援を受けることはできない。

出願申込時に、「自宅外通学」を選択した者は、採用後、「生計維持者と別居しており、学生本人の居住にかかる家賃が発生していることがわかる証明書類（アパートの賃貸借契約書のコピーなど）」の提出が必要。提出できない場合は、「自宅通学」。

V. 出願前に B!bb's アンケートに回答する：【4月13日（月）09：00】

制度を理解したうえで、奨学金の出願（申込）を希望する場合は、出願において必要な書類の一部（給付奨学金確認書、マイナンバー提出セット等）を郵送します。奨学金出願希望者は、B!bb's アンケート画面から送付先住所について回答を入力してください。

詳細は、教育支援課 HP を参照してください。

※【注意】新入生へ：学生証等送付先住所の届出アンケートとは別ものです。上記に回答いただけないと書類をお送りできません。

VI. 出願書類と出願手順について（全部で4つの手順。提出先とタイミングが異なるので注意）

<ステップ1> 下記の出願書類を教育支援課へ郵送で提出する：【5月11日（月）必着】

* 下記の書類を教育支援課へ郵送してください。

* 郵送の際は、任意の封筒に「出願ラベル」を貼付し、レターバックライトで郵送してください（追跡番号を必ず控える）。

全員	①給付奨学金確認書	<ul style="list-style-type: none"> ・B!bb's アンケート画面で新規申込希望と回答された方のみを送付 ・記入例を見ながら、必要事項を記入、押捺 ・複写式【提出用】のみ提出（控えは本人保管）
	②記入済みの「スカラネット入力下書き用紙」の全ページコピー	<ul style="list-style-type: none"> ・用紙は HP 掲載中（A4 で印刷し、使用） ・原本は学生保管 ・記入方法は下書き用紙本体と、冊子「給付奨学金案内」を熟読し、記入漏れのないようにすること ・青色の下書き用紙を使用すること（貸与も同時に申込希望の者も含む）
1年生	③出身高校発行の調査書	<p>1年生のみ</p> <p>※卒業後に発行したものを使用すること。</p> <p>大学受験等で使用した「卒業見込み」となっているものは不可。</p> <p>※高卒認定試験合格者は高卒認定試験合格証明書を提出すること</p>
該当者のみ	④学生本人の2019年度課税証明書	<p>学生本人の1年間（2018年分）の所得が以下に該当する場合のみ提出</p> <p>未成年者：125万円（額面収入約200万円）を超える者</p> <p>成年者：35万円（額面収入約100万円）を超える者</p>
	⑤在留カードのコピーor住民票（原本）	外国籍の方のみ（給付奨学金案内P.17参照）
	⑥社会的養護を必要とすることが分かる証明書類	18歳となる前日に児童養護施設等に入所していた又は里親による養育を受けていたことがわかる日付が記載された証明書類（給付奨学金案内P.17参照）

<ステップ2> スカラネットへ申込情報を入力する：【5月15日（金）23：59】

出願書類を提出後、日本学生支援機構のWEBサイト「スカラネット（<https://www.sas.jasso.go.jp/>）」から、申込情報をスカラネット入力下書き用紙に記入した内容をみながらパソコンで入力してください。なお、入力に必要なID・パスワードはステップIの書類が大学に到着後に交付します。ステップIの書類を郵送提出後、ID・パスワードが3日経っても届かない場合は、必ず教育支援課までお問い合わせください。スカラネットでの入力終了時に『受付番号』が表示されるので、必ず控えておいてください（マイナンバー提出の際に使用します）。

<ステップ3> 日本学生支援機構にマイナンバー関係書類を郵送する：【スカラネット入力後、1週間以内必着】

「マイナンバー提出書のセット」（Bibb's アンケート画面で奨学金書類送付希望と回答された方のみ送付）の中にある、「**【重要】マイナンバー（個人番号）の提出方法について**」を必ず確認し、指定された方法でマイナンバーがわかる書類等を郵送してください。

①マイナンバー提出書	必要事項を記入、押捺
② 出願者本人と生計維持者（父母両方） のマイナンバーがわかる書類（下記いずれか） <ul style="list-style-type: none"> ・マイナンバーが書かれた住民票<原本> ・マイナンバー通知カードのコピー ・マイナンバーカードのコピー ※どのような収入形態（無職無収入含む）でも必須	・「マイナンバー提出書（所定様式）」に添付し、専用の提出用封筒に入れ、学生本人が直接機構に簡易書留で郵送（ 【重要】マイナンバー（個人番号）の提出方法について を必ず読むこと） ・離婚や死別により父子・母子家庭の場合、生計支持者はその方のみになります。
③出願する学生本人の身元確認書類	詳細は「【重要】マイナンバー（個人場合）の提出方法について」を必ず読むこと

※マイナンバーは日本国民全員に付与されています。マイナンバーカードがないことは提出できない理由にはあたりません。

※マイナンバーの提出が必要な者の中に、提出できない特別な事情がある人物がいる場合（生計維持者が海外赴任しており日本に住民登録がない等）は、別途必要な提出書類があります。個別に説明しますので、早急に教育支援課にお申し出ください。

<ステップ4> Bibb's のアンケート画面から授業料減免の申請書等入力：5月下旬頃～（詳細な期間は後日メール連絡）

出願書類を提出された方を対象に、大学から付与されている Gmail（学籍番号@bunkyo.ac.jp）宛に、詳細入力期間についてお知らせします。Bibb's はスマートフォンからの操作が動作保証されていません。パソコンから入力をお願いします。

全員	授業料減免の対象者の認定に関する申請書	授業料減免の申請書です
該当者	学修計画書	学力審査で使用します。 ※学力基準が以下に該当する方が作成の対象者です。 ・1年生の場合：学力基準③ ・2年次以上の場合：学力基準②

VII. 出願書類に不備があった場合

教育支援課や、本学が出願書類の確認及びデータ処理を委託している業者（株）アグレックスの文教大学奨学金係、もしくは日本学生支援機構から皆さんに連絡をすることがあります。電話や大学から付与されているメールアドレスなど、常に確認し、連絡がとれる状態にしてください。不備が解消されない場合、審査ができませんので、ご注意ください。

VIII. 出願後の流れ

推薦・選考	大学で学力審査、機構で家計審査および選考し、採用者を決定
採用決定	7月上旬（予定）、採用の可否について、出願者全員に連絡 採用された場合、給付奨学金の初回振込日は7月11日（予定）です。
採用手続	採用決定後、「誓約書」の作成と提出が必要です。 採用手続を行わない場合、採用取り消しになることがあります。